

○塩尻市と木曾広域連合の事務委託に関する規約

〔平成17年3月1日〕

改正 平成19年3月27日 | 平成19年8月30日

(委託事務の範囲)

第1条 塩尻市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14の規定により、旧木曾郡檜川村の区域に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を木曾広域連合（以下「広域連合」という。）に委託する。

- (1) 公共サインの設置及び管理に関する事務
- (2) 休日及び夜間の一次救急医療に関する事務
- (3) 木曾広域圏との総合調整に関する事務

(経費の負担及び予算の執行)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、塩尻市の負担とする。

2 前項の規定により、塩尻市の負担すべき経費については、広域連合長と塩尻市長が協議して定める。

第3条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、広域連合の歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い、徴収する手数料等の収入は、広域連合の収入とする。

第5条 広域連合長は、各年度において、委託事務の管理及び執行に係る収支決算額に残額があるときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費に充てることができる。

(決算の場合の措置)

第6条 広域連合長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算のうち委託事務に関する部分を塩尻市長に通知しなければならない。

(連絡会議)

第7条 広域連合長は、委託事務の執行について連絡調整を図るため、塩尻市長と連絡会議を開催するものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第8条 広域連合長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を新たに制定し、全部若しくは一部を改正し、又は廃止した場合は、直ちに当該条例等を塩尻市長に通知しなければならない。

2 塩尻市長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(協議)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な

事項は、塩尻市長及び広域連合長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 塩尻市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する広域連合の条例等が塩尻市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、広域連合長がこれを決算する。この場合、決算に伴い生じる剰余金は、速やかに塩尻市に還付しなければならない。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日告示第 36 号）

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 奨学資金の貸付に関する事務については、平成 19 年度に原資と貸付金の清算を行い、償還事務を塩尻市に引継ぐものとする。

附 則（平成 19 年 8 月 30 日告示第 59 号）

この規約は、公布の日から施行し、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。